

ちゃんとGood! でんき (中部エリア・電化)

< 料金表 >

2020年4月1日実施

京セラ関電エナジー合同会社

本 則

1 適用範囲

このちゃんと **Good!** でんき（中部エリア・電化）料金表（以下「この料金表」といいます。）は、電灯または小型機器を使用され、中部電力パワーグリッド株式会社（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款（託送供給等約款が変更となった場合には変更後の託送供給等約款によります。）およびその他の供給条件等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となる需要で、当社との協議が整った場合に適用いたします。

2 契約種別

この料金表の契約種別は、ちゃんと **Good!** でんき（中部エリア・電化）といたします。

3 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 2（契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社は契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

4 時間帯区分

(1) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ 昼間時間（デイトタイム）

毎日午前 10 時から午後 5 時までの時間をいいます。ただし、別表 3（休日扱い日）に定める日の該当する時間を除きます。

ロ 生活時間（リビングタイム）

別表 3（休日扱い日）に定める日以外の毎日午前 8 時から午前 10 時までおよび午後 5 時から午後 10 時までの時間ならびに別表 3（休日扱い日）に定める日の午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。

ハ 夜間時間（ナイトタイム）

昼間時間および生活時間以外の時間をいいます。

5 料 金

料金は、基本料金、電力量料金およびちゃんと **Good!** でんき供給条件（以下、「供給条件」といいます。）別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、供給条件別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を下回る場合は、供給条件別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、供給条件別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 45,900 円を上回る場合は、供給条件別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,487円04銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	286円00銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ 昼間時間

1キロワット時につき	38円 71銭
------------	---------

ロ 生活時間

1キロワット時につき	28円 52銭
------------	---------

ハ 夜間時間

1キロワット時につき	16円 30銭
------------	---------

6 使用電力量の算定

- (1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客様の供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。
- (2) 料金の算定期間の時間帯別の使用電力量は、時間帯別に、30分ごとの使用電力量を料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値とします。また、料金の算定期間の使用電力量は、料金の算定期間の時間帯別の使用電力量を合計した値といたします。

7 そ の 他

- (1) この料金表の契約種別を適用した後1年に満たないお客様については、原則として他の契約種別に変更することはできません。
- (2) 供給条件7（需給契約の成立および契約期間）(2)ロによりこの料金表による契約が同一条件で継続される場合は、供給条件34（需給契約の消滅）(2)イにかかわらず、契約期間満了による需給契約の消滅は、料金の算定上、需給契約の消滅とみなしません。

附 則

1 実施期日

この料金表は、2020年4月1日から実施いたします。

別 表

1 燃料費調整

(1) 供給条件別表 2 (燃料費調整) (1)イに定める α 、 β および γ の値は、次のとおりといたします。

$$\alpha = 0.0275$$

$$\beta = 0.4792$$

$$\gamma = 0.4275$$

(2) 供給条件別表 2 (燃料費調整) (2)ロに定める基準燃料価格は、次のとおりといたします。

基準燃料価格	45,900円
--------	---------

(3) 供給条件別表 2 (燃料費調整) (2)に定める基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	23銭3厘
-------------	-------

2 契約容量の算定方法

3 (契約容量) の契約容量は、次により算定いたします。

供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルト
または交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

3 休日扱い日

この料金表において、休日扱い日とは、次の日をいいます。

土曜日

日曜日

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

1月 2日

1月 3日

4月 30日

5月 1日

5月 2日

1 2 月 3 0 日

1 2 月 3 1 日